年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 7 月から 13 年 3 月までの期間及び 13 年 6 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月から同年11月まで

② 平成12年7月から13年3月まで

③ 平成13年6月から14年3月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、いずれも納付書により郵便局かA信用金庫で納付した。

申立期間前後から現在に至るまで間違いなく国民年金保険料は納付して おり、未納が無いようにしていたので、一部の期間のみ納付されていないと いうことに納得いかない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、国民年金保険料に未納が無いよう納付しており、一部の期間のみ納付されていないということはないと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②の直前の平成12年5月分及び同年6月分の国民年金保険料は、それぞれ14年3月12日及び同年6月25日に過年度納付されている上、申立期間②及び③の間の期間である13年4月及び5月分の保険料については、同年8月30日においてさかのぼって納付していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成 14 年度の国 民年金保険料は、口座振替(振込)を利用し納付していることから、申立人が 申立期間②及び③の国民年金保険料を未納のままにして口座振替の手続をと ったとは考え難く、申立人は、国民年金保険料の納付期限に遅れることはあっ たものの、未納が無いように国民年金保険料を納付してきたと考えるのが自然 である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、平成9年3月31日に仕

事を辞めた後、退職金から国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付したとする保険料額(40万円ぐらい)と当該期間の保険料額(89,600円)とは異なる上、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間前の平成9年4月分の国民年金保険料は11年4月28日に過年度納付されていること、申立期間後の9年12月分及び10年1月分の国民年金保険料は、申立人が12年1月に厚生年金保険に加入したことにより、平成11年度分として前納されていた国民年金保険料の一部が還付されずに、未納期間であった当該2か月分の保険料として充当されたものであることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられ、申立期間当時、申立期間①については未納であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年7月から13年3月までの期間及び13年6月から14年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私がA町に嫁ぐ前に、私の父親がB町役場で行ってくれた。嫁ぐときに父親から「これは大事なことだから、C県へ行っても引き続き(国民年金保険料を)必ず払ってもらうんだよ。」と言われたのを覚えている。嫁いでからは、主人の両親が私の国民年金手帳を管理してくれていた。

領収書などは無いが、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国 民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無い。

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をB町役場で行ってくれたと主張しているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和39年1月22日にB町で払出されていることが確認できる上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親及び同居していた申立人の母親の納付状況を見ると、国民年金保険料に未納は無く、納付意識の高さがうかがえることから、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行いながら、その時点で納付が可能であった申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年7月から同年 12 月までの期間及び 57 年4月から 58 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から58年3月まで

申立期間当時は、生活も苦しかったので国民年金保険料を納めるのも大変だったが、妻が私の厚生年金保険から国民年金への資格取得手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。領収書は紛失したが国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおり、社会保険庁の記録から、申立期間以降、昭和58年度及び59年度における夫婦二人分の国民年金保険料が同一日に追納されている上、保険料に未納がないことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人の妻は、社会保険庁の記録から、申立期間のうち、昭和 56年7月から同年12月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の 国民年金保険料が納付済みであることが確認でき、申立人の妻が申立人の国 民年金保険料と合わせて納付していたと考えることが自然である。

2 一方、申立人の妻の昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料は、58年10月31日に過年度納付していることから、申立人の妻は58年10月ころに国民年金被保険者の種別変更手続を行ったと考えられ、申立人の妻が、申立人の厚生年金保険から国民年金への資格取得手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申立人は述べていることから、申立人の妻が58年10月ころ、申立人夫婦の当該手続を同時に行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の妻が、申立人の国民年金の資格取得手続を行った時期では、

申立期間のうち、昭和55年5月から56年6月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していた妻も、申立期間のうち、国民年金保険料の納付期限を過ぎてしまい、納付できない期間があったと証言している。

さらに、申立人の妻が、申立期間のうち昭和55年5月から56年6月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和56年7月から同年12月までの期間及び57年4月から58年3月までの 期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで

② 昭和 40 年 6 月

申立期間①については、昭和52年か53年ころ、自宅に3回ほど訪れてきた社会保険庁の職員から、「未納となっている国民年金保険料を納めるのは、これが最後です。」と言われたため、私が子供の通っていた学校に給食費と学費の支払を待ってもらい、未納であった夫婦二人分の国民年金保険料11万円くらいを現金で納付したほか、さらに、53年か54年ころ、妻が妻の母から4万円、妻の兄から15万円を借りて、未納であった夫婦二人分の国民年金保険料19万円を納付した。

申立期間②については、昭和 40 年 4 月 に、A市に転居した際に夫婦一緒に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、昭和40年4月に、A市に転居した際に、 夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が国民年金保険料を納付していた と主張するとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記 号番号払出簿から、40年9月6日に夫婦連番で払い出されていることが確 認できる上、申立人夫婦は、申立期間②以降、申立人の厚生年金保険被保険 者期間を除き、国民年金の加入期間及び当該加入期間における納付記録は一 致しており、さらに、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間②の国民年 金保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の妻が夫婦二 人分の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の妻が未納であった夫婦二

人分の国民年金保険料を昭和 52 年か 53 年ころに、11 万円位を、さらに、53年か54年ころに、19万円を納付したと主張しているが、申立人夫婦共に、申立期間①を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間における夫婦二人分の国民年金保険料の納付時期及び納付期間等の記憶が曖昧である上、申立人夫婦が主張する国民年金保険料の納付金額計30万円と実際に納付した場合の納付金額26万4千円とは相違している。

また、申立人の妻が未納分の国民年金保険料を納付するためにお金を借りたとする妻の母親は、既に亡くなっており、妻の兄も所在は不明であることから、申立内容を裏付ける証言を得ることができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年3月まで

② 昭和40年4月

③ 平成14年5月から同年12月まで

申立期間①については、昭和52年か53年ころ、自宅に3回ほど訪れてきた社会保険庁の職員から、「未納となっている国民年金保険料を納めるのはこれが最後です。」と言われたため、夫が子供の通っている学校に給食費と学費の支払を待ってもらい、未納であった夫婦二人分の国民年金保険料11万円くらいを現金で納付したほか、さらに、53年か54年ころ、私の母から4万円、私の兄から15万円を借りて、私が未納であった夫婦二人分の国民年金保険料19万円を納付した。

申立期間②については、昭和40年4月に、A市に転居した際に夫婦一緒に国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間③については、平成16年春(5月または6月)ころに30代後半の社会保険庁の職員が自宅を訪れて、国民年金保険料を納付するよう厳しい督促を受けたため、子供の家賃として用意していた約10万円で納付した。

申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和40年4月に、A市に転居した際に、 夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた と主張するとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記 号番号払出簿から、40年9月6日に夫婦連番で払い出されていることが確 認できる上、申立人夫婦は、申立期間②以降、申立人の夫の厚生年金保険被 保険者期間を除き、国民年金の加入期間及び当該期間における納付記録は一 致しており、さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間②の国民年 金保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人が夫婦二人分 の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の夫が昭和52年か53年ころに、現金で11万円くらいを、さらに、申立人が53年か54年ころに、19万円を納付したと主張しているが、申立人夫婦共に、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①を含む夫婦二人分の国民年金保険料の納付時期及び納付期間等の記憶が曖昧である上、申立人夫婦が主張する国民年金保険料の納付金額計30万円と実際に納付した場合の納付金額26万4千円とは相違している。

また、申立人が未納分の国民年金保険料を納付するためにお金を借りたとする申立人の母親は、既に亡くなっており、申立人の兄も所在は不明であることから、申立内容を裏付ける証言を得ることができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、平成 16 年春ころに社会保険庁の職員が 自宅を訪れて、国民年金保険料を納付するよう厳しい督促を受けたため、子 供の家賃として用意していた約 10 万円で納付したと主張しているが、申立 期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告 書等)は無い上、社会保険庁が平成 14 年度から 16 年度にかけて実施した「現 金領収証書」(原符)の全件調査の結果からも、申立期間③における国民年 金保険料を領収した形跡は確認できない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間、57年7月から58年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで

② 昭和57年7月から58年3月まで

③ 昭和59年4月から60年3月まで

国民年金保険料は未納が無いように納付しており、申立期間の国民年金保険料は、A信用金庫又はB市役所内の窓口で納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

家計簿など国民年金保険料の納付を類推できる資料の保存は無いが、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月に、国民年金に任意加入していることが確認でき、 任意加入期間における国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納 付されており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料は未納が無いように納付していたと主張しているとおり、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間①及び②の間の期間である昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付が可能であった申立期間①の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

さらに、申立期間②及び③については、未納とされている期間はそれぞれ9か月、12か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人は転居等も無く、生活状況に特に変化も見受けられないことから、申立期間②及び③の国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における①の申立期間に係る資格取得日を昭和47年11月10日、資格喪失日を48年4月15日に、②の申立期間に係る資格取得日を同年11月13日、資格喪失日を49年3月30日とし、申立期間の標準報酬月額については、47年11月から48年3月までは6万4,000円、同年11月から49年2月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月10日から48年4月15日まで

② 昭和48年11月13日から49年3月30日まで

申立期間当時は農業を営んでいたが、閑散期の冬期間には地域の仲間と ともにC県のA社B工場に出稼ぎに行っていた。

私が出稼ぎに行った①及び②の申立期間において、一緒に出稼ぎに行った同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人とともにA社B工場に出稼ぎに行った同郷の同僚として 記憶していた複数の者の証言、及び複数の同僚の厚生年金保険の加入記録か ら、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、同僚は、「厚生年金保険は強制加入だった。」と証言しており、当該同僚が保管していた申立期間の一部(昭和47年11月から48年4月まで)に係る賃金支給明細では、勤務期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該事業所が、当時配布していたパンフレットにおいて、基本給から社会保険料を控除することが明記されている。

さらに、申立人は、「同郷から出稼ぎで行っていた人数は3~4人、多く

て5人くらいであった。」と述べているところ、申立人の供述及び同僚の証言、並びに社会保険庁の管理するオンライン記録から、同郷の同僚(申立人を除く。)については、①の申立期間においては6人、②の申立期間においては3人確認でき、全員について勤務期間当初から厚生年金保険の加入記録が存在していることから、申立期間当時、A社B工場では、申立人と同郷の同僚についてはすべて、勤務期間当初から厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、同郷の同僚に係る社会保険事務所の 記録から、昭和47年11月から48年3月までは6万4,000円、48年11月から49年 2月までは8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和54年4月1日に全喪しており、現存している申立事業所の本社も不明としているが、申立期間の被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人の社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所では、申立人に係る両申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案153

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月15日に、資格喪失日に係る記録を同年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月15日から同年11月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 社での勤務期間の一部について加入記録が無いと回答があった。

当時、夏期間はB町にあるA社、冬期間はC市にあるD社の2社を往復しながら繰り返し勤務しており、申立期間はA社に勤務していた。

A社については、申立期間以外の期間は厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が、昭和42年5月15日から同年11月7日までA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び複数の同僚の証言から、申立期間当時、A社においては、運転手、技術者、事務員及び役員は月給制とされており、これら月給制の社員については全員厚生年金保険に加入していたこと、並びに申立人は、申立期間において月給制の社員(現場代理人)として勤務していたことが推認される。

さらに、申立人には、昭和37年4月1日から平成18年4月1日までの間に おいて、申立期間を除き、A社又はD社における雇用保険及び厚生年金保険 の加入記録が存在することから、申立期間だけが、雇用保険の加入記録が存 在するにも係わらず、厚生年金保険の加入記録が無いことは不自然である。 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、直近の標準報酬月額から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が提出されているにもかかわらず社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日(昭和33年8月20日)及び資格取得日(昭和35年9月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月20日から35年9月1日まで

昭和33年春にA社に正社員として採用され、36年3月まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、勤務期間の途中である申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

在職期間中に休職や一時退職をしたことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻は、「申立人は住み込みで申立期間も継続して勤務していた。 厚生年金保険の加入や保険料の控除等の事務は社長である亡夫が行っていたが、従業員はすべて厚生年金保険に加入していたと思うので、申立人の言うようにしてあげて下さい。」と証言しており、昭和34年7月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「申立人は、私が入社した時に住み込みで勤務していた先輩であった。申立人は主任として金物、油、農機具の営業をしていた。」と証言している上、35年4月に入社したとする同僚も、「(自分の)入社時に申立人が勤務していた。」と証言していることから、これらの証言及び申立内容を踏まえれば、申立人は申立期間においても継続して申立事業所に勤務しており、業務形態や勤務内容に変更は無かったものと推認される。 また、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、当時の事業主及びその妻の厚生年金保険の加入記録は継続している上、申立人のほかに、いったん厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に再取得をした被保険者は見当たらず、このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、同社における申立人の申立期間前後 の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から35年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から62年6月まで

勤めていた会社の経営状態が悪化したことから、厚生年金保険から国民年金に切り替え、国民年金保険料はA信用金庫又はB市役所の窓口で毎月納付していたので未納になっていることは納得がいかない。

家計簿等納付を類推できるものの保存はないが、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA信用金庫又はB市役所で毎月納付してきたと主張しているが、C町(昭和63年6月にB市から転入)の国民年金消込状況一覧表を見ると、申立期間に続く期間(昭和62年7月~9月)の国民年金保険料を平成元年10月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張と相違するとともに、その時点において、時効前のさかのぼることが可能であった期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間は29か月と比較的長期間であり、現年度保険料として納付していながら、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人は申立期間における国民年金保険料の納付状況等についての記憶が曖昧であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年12月まで

申立期間当時、国民年金保険料については、A信用金庫の職員に渡して、 ほかの公共料金の支払いと一緒に納付してもらっていた。

国民年金の資格喪失の手続をしたことはなく、将来のことを考えて国民年 金保険料を納付していたため、未加入となっていることに納得いかないので、 納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をA信用金庫の職員に渡して、ほかの公共料金の支払いと一緒に納付してもらっていたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳から、申立人が昭和56年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が申立期間中に国民年金被保険者資格を再取得した形跡もうかがえないことから、申立人は、申立期間中、国民年金被保険者資格を喪失しており、申立人宛てに国民年金保険料の納付書が発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間は 45 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間のすべての記録が欠落するとは考え難い上、申立人が国民年金保険料を渡したとするA信用金庫の職員は、申立人から、定期積金、税金や健康保険料などを預かったことは認めているものの、国民年金保険料については、「(依頼があれば) 国民年金保険料も預かったと思うが、今から 20 数年前のことなのではっきりした記憶は無い。」と証言しており、申立人が、申立期間中の国民年金保険料を同信用金庫の職員を通じて納付していたものと裏付けられる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年3月まで

私は、結婚後の昭和50年1月ころ、A市役所かB社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料を納めていなかった期間の保険料(5万円前後)を納付書により1回で納めた。

特例納付かどうかは定かでないが、未納分の国民年金保険料は全部納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金への加入手続をした際に、国民年金保険料を納めていなかった期間の保険料(5万円前後)を納付書により1回で納めたと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人が納付したと主張する納付金額(5万円前後)と申立人が国民年金に加入した時点での未納分を一括納付した場合の金額(81,900円)とは大きく相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付による納付方法となるが、申立人は、国民年金に加入した時点で未納だった分を納付書により納めたと主張するのみで、納付方法についての記憶は曖昧である上、社会保険庁が、特例納付により国民年金保険料が納付された場合には、特殊台帳の作成・保管が義務付けられているが、申立人の特殊台帳は作成されておらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

昭和44年か45年ころからA市で商売をしており、時期は不明だが、A市から委託されて各家庭を回っている男性から国民年金保険料の特例納付のことを聞いたので、その人に、夫婦二人分の納付金額を計算してもらい、申立期間を含む夫婦二人分の国民年金保険料をまとめた一つの納付書で、私がA市役所の窓口で二人分を納付した。

申立期間の国民年金保険料について、夫だけ納付になっていて、自分が未 納であることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金保険料の特例納付に係る納付書について、夫婦二人分をまとめた一つの納付書により納付したと主張しているが、国民年金保険料の収納事務上、納付書は国民年金手帳記号番号ごとに作成すると考えられ、夫婦二人分の国民年金保険料を一つの納付書にまとめるとは考え難いことから、申立人の夫のみの国民年金保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫が特例納付しているので、申立人も一緒に特例納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を第2回目の特例納付により納付したことが確認でき、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年に達することから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然であり、申立人はその時点で、特例納付を行わなくとも国民年金の受給期間を満たすことができることから、申立人については、当該期間が未納とされていることに不自然さは無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 11 月から 49 年 3 月までの期間、49 年 10 月から 51 年 2 月までの期間、53 年 7 月から 54 年 12 月までの期間及び 57 年 3 月から 60 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から49年3月まで

② 昭和49年10月から51年2月まで

③ 昭和53年7月から54年12月まで

④ 昭和57年3月から60年11月まで

申立期間①及び②については、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、元夫が行っていたので詳細は分からないが、年金手帳が2冊あったと記憶している。

申立期間③については、元夫と離婚した後で、私がA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料の納付が遅れたこともあったが、同市役所の窓口で定期的に納付していた。

申立期間④については、平成元年ころに、社会保険庁から国民年金保険料の未納分 26 万数千円の請求があったが、一括納付できなかったため4回の分割で納付することになり、1回目は6~7万円をB銀行で納付し、残りの3回分を一括納付した。

申立期間①から④の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人と申立人の元夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和45年5月ころと推認され、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料の納付ができない期間である上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間①のうち、47年4月から49年3月までの期間は国民年金の未加入期間であることが確認

でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。 また、申立期間①及び②について、申立人は、申立人の元夫が申立人の国 民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申 立人は当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与し ておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行って いたとする申立人の元夫は、既に亡くなっていることから、申立期間の国民 年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 2 申立期間③について、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、 同市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年 金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である上、社会保険 庁のオンライン記録から、申立期間③については国民年金の未加入期間であ ることが確認でき、納付できなかったものと考えられる。
- 3 申立期間④について、申立人は、平成元年ころに、社会保険庁から国民年金保険料の未納分26万数千円の請求があり、4回に分割して納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間④は国民年金の未加入期間であることが確認できる上、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成元年の時点では、申立期間の保険料はすべて時効で納付することができない期間であり、申立期間④の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。
- 4 さらに、申立人の元夫及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年6月まで

転職先が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、昭和 47 年 12 月ころ、妻がA市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、両方の保険料を同市役所内にあるB銀行で納付してきた。

国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してきたのに、保険 料が未納扱いとされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月ころ、申立人の妻がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がない上、ほかに申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする妻は、国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である上、国民年金保険料を納付したときに受け取ったとする領収書についても、「葉書よりも横長であった。」と証言しているところ、申立期間当時、A市役所が発行していた国民年金保険料の領収書は、様式が縦長である「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」及び「国民年金保険料領収証書」であり、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年7月1日まで

② 昭和28年1月1日から同年5月1日まで

③ 昭和28年5月30日から同年12月1日まで

中学校を卒業後の昭和27年4月にA社に入社し、同社が分社化した28年5月からはB社に移り同年11月まで勤務していた。

今般、社会保険事務所に照会したところ、①から③までの申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答があったが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

③の申立期間の後に申立人が勤務し厚生年金保険の加入記録が存在する事業所から提出のあった社員名簿及び当該事業所での申立人の上司の証言により、申立人が、①から③までの申立期間においてA社又はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、①の申立期間について、A社で厚生年金保険の加入記録が存在する同僚のうち連絡の取れた2人は、「当時、本採用になるまで試用期間があり、その後に厚生年金保険に加入し、保険料を控除された。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚2人は、入社後数か月程度後に被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社後数か月を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

また、②の申立期間について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社は昭和28年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、B社は、同年5月1日に厚生年金保険の適用

事業所となっていることが確認できることから、同年1月1日から同年4月30日までの期間においては、両社とも厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、③の申立期間については、社会保険事務所の保管する適用事業所 名簿によれば、B社は昭和28年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではな くなっていることが確認できる。

加えて、A社及びB社において厚生年金保険の加入記録が存在する同僚には、②及び③の申立期間において厚生年金保険の加入記録が存在せず、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない上、A社及びB社はともに既に解散しており、当時の事業主等の所在も不明であることから、申立てを裏付ける証言等を得ることはできない。

このほか、申立人が①から③までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情 は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。